

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（~~廃止~~・~~縮減~~）

（内閣府）

制度名	地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置			
税目（条文番号）	法人税			
見直しの内容	<p>「廃止」</p> <p>（税制の概要） 地域において、高齢者、障害者、母子家庭の母の積極的な雇用に取り組む会社（特定地域雇用会社）への法人からの寄附について、税制上の優遇措置（損金算入の特例）を講じ、地域における再チャレンジ支援の取組を促進する税制。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法第 66 条の 12、第 68 条の 96 の 2、法人税法第 37 条、第 81 条の 6、地域再生法第 5 条第 3 項第 2 号、第 14 条～第 18 条、第 32 条、第 33 条</p> <p>（増収見込額の根拠） 適用件数の実績が無い（減収額の実績も無い）ことから、増収見込額無し。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1160 1220 1249"> <tr> <td>増収見込額 （平年度）</td> <td>—</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	—
増収見込額 （平年度）	—			
廃止又は縮減の理由	<p>本税制は、平成 19 年度の創設以来、現在まで活用実績がないところである。</p> <p>今般、既存の租税特別措置について、ゼロベースからの徹底した見直しを行うとの方針の下、本税制の存続は困難と考える。</p>			

